

生食輸発0120第8号

平成28年1月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産トマトの検査命令免除業者の変更)

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成28年1月13日付け生食輸発0113第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、輸出者IDの登録がされた輸出業者について、下記のとおり住所を変更した旨の連絡があったことから、同通知の別表36を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

	変更前	変更後
輸出者ID	03	
業者の名称	東部ファーム DONGBU FARM CO., LTD.	
業者の住所	659, Sagye-ro, Gwangseok-myeon, Nonsan-si, Chungcheongnam-do	680, Sagye-ro, Gwangseok-myeon, Nonsan-si, Chungcheongnam-do